第四条の二に次の一項を加える。

3　期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	二二三、八五九円	二二六、六七五円
千人以上二千人未満	三一七、九五三	三二二、三五三
二千人以上三千人未満	四二一、二八九	四二七、二七三
三千人以上五千人未満	五一五、七七一	五二三、三三九
五千人以上一万人未満	六一九、四四九	六二八、六〇一
一万人以上一万五千人未満	七一三、五九五	七二四、三三一
一万五千人以上二万人未満	八三八、〇五〇	八五〇、七二二
二万人以上三万人未満	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一
三万人以上	一、一〇六、二八〇	一、一二二、六四八

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	一六一、九六八円	一六四、七八四円
千人以上二千人未満	二五三、〇七五	二五七、四七五
二千人以上三千人未満	三四四、一八二	三五〇、一六六
三千人以上五千人未満	四三五、二八九	四四二、八五七
五千人以上一万人未満	五二六、三九六	五三五、五四八
一万人以上一万五千人未満	六一七、五〇三	六二八、二三九
一万五千人以上二万人未満	七二八、八五六	七四一、五二八
二万人以上三万人未満	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	二三二、三〇七円	二三五、一二三円
千人以上二千人未満	三三一、一五三	三三五、五五三
二千人以上三千人未満	四三九、二四一	四四五、二二五
三千人以上五千人未満	五三八、四七五	五四六、〇四三
五千人以上一万人未満	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万人以上一万五千人未満	七四五、八〇三	七五六、五三九
一万五千人以上二万人未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
二万人以上三万人未満	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九
三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	一七〇、四一六円	一七三、二三二円
千人以上二千人未満	二六六、二七五	二七〇、六七五
二千人以上三千人未満	三六二、一三四	三六八、一一八
三千人以上五千人未満	四五七、九九三	四六五、五六一
五千人以上一万人未満	五五三、八五二	五六三、〇〇四
一万人以上一万五千人未満	六四九、七二一	六六〇、四四七
一万五千人以上二万人未満	七六六、八七二	七七九、五四四
二万人以上三万人未満	九一五、九八六	九三二、一二二
三万人以上	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 開票日	平日	休日
千人未満	六一、八九一円	二一四、〇〇三円
千人以上二千人未満	六四、八七八	三〇二、五五三